

他市の規定の例

No.	論点の箇所	自治体名	章	節	条
1	(1)①② 知る権利の 明示的な規定	中野区	第1章 総則	—	(区民の権利及び責務) 第3条 区民は、区の政策の企画立案、検討、実施、評価及び見直しのすべての過程に参加する権利を有する。 2 区民は、区の保有する情報を <u>知る権利</u> を有する。 3 区民は、区政への参加に当たって自らの発言と行動に責任を持ち、安心して生き生きと暮らせる地域社会の実現に向けて努めるものとする。
2	(1)①② 知る権利の 明示的な規定	清瀬市	第2章 市民 参画への条件整備	—	(情報公開) 第6条 市は、市民の <u>知る権利を保障</u> し、必要な情報を速やかに提供できる体制の充実に努めなければならない。 2 市は、市が保有する行政情報を、積極的に公開しなければならない。
3	(1)①② 知る権利の 対象	多摩市	第2章 基本原則	第2節 市民の役割	(市民の権利) 第5条 市民は、まちづくりに参画する権利を有します。 2 市民は、まちづくりに関し、自らの意見を表明し、又は提案することができます。 3 市民は、まちづくりに関し、市議会及び市の執行機関の保有する <u>情報を知ることができます</u> 。
4	(1)①② 知る権利の 対象	大和市	第3章 市民	第1節 市民	(市民の権利) 第9条 市民は、個人として尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。 2 市民は、執行機関が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映(以下「政策形成等」という。)の過程に参加する権利を有する。 3 市民は、市議会及び執行機関が保有する情報を <u>知る権利</u> を有する。 4 市民は、執行機関が行う行政サービスを受けることができる。
5	(2)①② 説明責任の 明示的な規定 (執行機関)	多摩市	第3章 情報の共有	—	(説明・応答責任) 第20条 市の執行機関は、市民に対し市政に関する事項を <u>説明する責務を果さなければなりません</u> 。 2 市の執行機関は、市民から寄せられた意見その他市民からの要望等に対し、応答する責任を負うものとします。
6	(2)①② 説明責任の 明示的な規定 (議会)	杉並区	第6章 区議会	—	(区議会の責務) 第9条 区議会は、区政の発展及び区民生活の向上のため、前条に規定する権限等を行使するとともに、区民等の多様な意見の反映を図り、もって自由かつ活発な討議をし、常に効果的かつ効率的な議会運営に努めなければならない。 2 区議会は、別に条例で定めるところにより、区議会が保有する情報を公開するとともに、会議の公開及び情報提供の充実に、区民等との情報の共有を図り、区民等に対する <u>説明責任</u> を果たし、開かれた議会運営に努めなければならない。
7	(2)② 説明責任の 主体	文京区	第7章 協働・協治の推進	第1節 情報の公開	(区民等の説明責任) 第34条 区民等は、自らが行う公共的な活動について、 <u>相互に説明</u> するよう努める。
8	(3)①② 個人情報保護の 明示的な規定	中野区	第2章 行政運営	—	(個人情報の保護) 第13条 執行機関は、保有する <u>個人情報</u> を保護しなければならない。

他市の規定の例

No.	論点の箇所	自治体名	章	節	条
9	(3)①② 個人情報保護の明示的な規定	杉並区	第8章 区政運営	—	(個人情報の保護) 第18条 区は、区民の基本的な人権の擁護と信頼される区政の実現を図るため、別に条例で定めるところにより、自己に関する個人情報の閲覧等を求める区民の権利を保障する等、 個人情報の保護 に努めなければならない。
10	(3)①② 個人情報保護の主体	多摩市	第3章 情報の共有	—	(個人情報の保護) 第19条 市議会及び市の執行機関は、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を保障するとともに、 個人情報の保護措置 を講じ、市民の基本的な人権を擁護し、信頼される市政を実現しなければなりません。
11	(4)① 情報公開の対象	三鷹市	第6章 参加及び協働	—	(計画の策定過程等) 第29条 市長等は、 基本構想、基本計画その他の重要な個別計画(以下「計画等」という。) の策定に当たっては、市民の多様な参加を保障するとともに、市民の検討に必要な情報を取りまとめた資料集等の作成を行うものとする。 2 市長等は、計画等の進捗状況の管理及び達成状況の把握を適切に行い、これを公表するとともに、社会情勢等の変化に弾力的に対応した計画等の改定を行うものとする。
12	(4)① 情報公開の対象	文京区	第7章 協働・協治の推進	第3節 意思の表明	(区の政策等の周知) 第37条 区は、 区政の基本的な指針、政策及び計画について 、その内容を明確にし、区民等にわかりやすく周知しなければならない。
13	(4)① 情報公開の対象	足立区	第6章 区政運営	—	(説明責任) 第17条 区は、区政運営における公正を確保し、透明性を向上させるため、 政策及び計画の立案、実施、評価及び見直しの各段階において 、区政について区民にわかりやすく説明しなければならない。
14	(4)① 情報公開についての理念的な規定	足立区	第4章 情報の共有	—	(情報の公開及び提供) 第7条 区は、区政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、参画と協働による開かれた区政を実現するため、別に条例を定めるところにより、区が保有する 情報を積極的に公開し、提供 しなければならない。
15	(4)① 情報公開についての理念的な規定	足立区	第9章 区議会	—	(区議会の情報の公開及び提供) 第23条 区議会は、議会に対する区民の信頼が深められるように、別に条例を定めるところにより、区議会に関する 区情報を積極的に公開し、及び提供 し、開かれた議会運営に努めるものとする。
16	(4)① 情報公開についての理念的な規定	豊島区	第4章 区政への参加、協働	—	(区政情報の公開及び提供) 第15条 区は、前条に定める区民の権利を保障し、区民の区政への積極的な参加を推進するために別に条例の定めるところにより、 区政情報を区民に公開 しなければならない。 2 区は、 多様な媒体を積極的に活用し、区政情報を区民に分かりやすく提供 しなければならない。
17	(4)① 情報公開についての理念的な規定	三鷹市	第5章 市政運営	—	(情報公開等) 第14条 市は、市の保有する情報が市民の共有財産であり、すべての人の知る権利の実効的保障が、市民参加及び公正かつ民主的な市政運営の推進のために極めて重要であることを認識し、開かれた自治体として 積極的な情報公開及び情報提供 を行わなければならない。

他市の規定の例

資料9

No.	論点の箇所	自治体名	章	節	条
18	(4)① 情報公開についての理念的な規定	多摩市	第3章 情報の共有		(情報共有) 第17条 市議会及び市の執行機関は、保有する情報が、市民共有の財産であることから、これを 市民にとってわかりやすいもの にしなければなりません。 2 市議会及び市の執行機関は、市民の参画及び協働にあたって、 情報が共有 されるよう、必要な措置を講じなければなりません。
19	(4)① 情報公開についての理念的な規定	川崎市	第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等	第1節 情報共有による自治運営	(情報公開) 第24条 市民は、市政に関する情報について、 市にその開示を求めることができます 。 2 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。
20	(4)① 情報公開(議会)	大和市	第4章 市議会		(市議会の責務) 第13条 市議会は、自治の基本理念にのっとり、その権限を行使し、自治を推進しなければならない。 2 市議会は、市民に対して、開かれた議会運営を行い、 説明し、及び応答する責務を有する 。 3 市議会は、 保有する個人情報 を保護し、 及び保有する情報を原則として公開 しなければならない。
21	(4)① 情報公開(議会)	久喜市	第4章 市民の権利と責務	—	(議会の責務) 第6条 議会は、市の意思決定機関として、市民の意思が市政に反映されるよう努めなければならない。 2 議会は、 情報公開を推進 し、開かれた議会運営に努めなければならない。
22	(4)① 情報公開(議会)	豊島区	第5章 区議会	—	(議会運営) 第32条 区議会は、区民の意思を代表する議事機関としての役割を果たすため、十分な審議を尽くすとともに、円滑な議会運営に努めなければならない。 2 区議会は、区民と 政策情報の共有 を図り、議会活動について区民に 分かりやすく説明 するとともに、議会への区民参加を推進し、開かれた議会運営に努めなければならない。
23	(4)① 情報公開(議会)	中野区	第1章 総則	—	(区議会の役割及び責務) 第4条 区議会は、区民を代表して重要な意思決定を行う議決機関であるとともに、執行機関の行政運営を調査し、及び監視し、適正かつ効果的な行政運営を確保する権能を有する。 2 区議会は、区議会の保有する 情報を公開し、区民との情報共有を図る ものとする。
24	(4)② 政策形成過程の情報公開	中野区	第1章 総則	—	(執行機関の役割及び責務) 第5条 執行機関は、 政策の企画立案、検討、実施、評価及び見直しのすべての過程に係る情報を分かりやすく区民に提供 するよう努めるとともに、 区民の求めに応じて区政情報を公開 しなければならない。 2 執行機関は、行政運営における公平性及び公正性を確保し、区民の権利及び利益を保護しなければならない。 3 執行機関は、効率的かつ効果的な行政運営を行わなければならない。
25	(4)② 政策形成過程の情報公開	大和市	第5章 市長	第2節 執行機関	(情報公開) 第22条 執行機関は、 政策形成等における情報を原則として公開 しなければならない。 2 前項の規定による情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

他市の規定の例

No.	論点の箇所	自治体名	章	節	条
26	(4)② 適時の提供	川崎市	第3章 自治 運営の基本 原則に基づ く制度等	第1節 情報 共有による 自治運営	(情報提供) 第23条 市は、市民生活に必要な情報について、市民に積極的に提供します。 2 情報の提供は、分かりやすく、かつ、適時に行います。
27	(4)② 達成状況の 報告	文京区	第6章 執行 機関の責務	—	(区長の責務) 第29条 区長は、文京区の代表者として、公正かつ誠実に区政の執行に当たる。 2 区長は、区政の執行を通じて実現すべき政策を区民等に対して明らかにし、その 達成状況について区民等に報告 する。
28	(4)② 評価	足立区	第6章 区政 運営	—	(行政評価) 第15条 区は、効果的かつ効率的な区政運営を維持するため、 行政評価を実施し、その結果を公表 しなければならない。
29	(4)③ 義務的規定	杉並区	第8章 区 政運営	—	(説明責任) 第19条 区は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程において、区政について区民等に分かりやすく説明する責任を果たすよう 努めなければならない。
30	(4)③ 努力規定	久喜市	第7章 情報 の公開及び 共有	—	(情報の公開及び共有) 第18条 議会及び市の執行機関は、公文書の公開制度を適正に運用するとともに、市政に関する情報を積極的に提供することにより、市民との情報共有に努めなければならない。 2 市民は、市の執行機関との情報共有を進めるため、市民の持つ地域の情報を提供していくよう 努めるものとする。
31	(5) 会議の公開	豊島区	第4章 区 政への参加、 協働	—	(審議会等の公開) 第18条 区長等が設置する 審議会等の会議は、公開する。 ただし、法令、条例等の規定により非公開とされる会議又は議事内容に別に条例で定めるところの非公開情報が含まれ、公開することが適当でない認められる場合は、この限りでない。
32	(5) 会議の公開	川崎市	第3章 自治 運営の基本 原則に基づ く制度等	第1節 情報 共有による 自治運営	(会議公開) 第26条 市長等に置かれる 審議会、審査会等(以下「審議会等」といいます。)の会議は、正当な理由がない限り、公開します。
33	(5) 会議の公開	三鷹市	第7章 参加 及び協働	—	(市民会議等の設置及び運営) 第30条 市長等は、市民、学識者等の意見を市政に反映させるため、市民会議、審議会等(以下「市民会議等」という。)を設置することができる。 3 市長等は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、原則として市民会議等の 会議を公開 しなければならない。ただし、市民会議等は、特別な理由があるときは、会議に諮り、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
34	(5) 手法の整備	川崎市	第3章 自治 運営の基本 原則に基づ く制度等	第1節 情報 共有による 自治運営	(情報共有の手法等の整備) 第27条 市は、市民との情報の共有化の積極的かつ効果的な推進並びに参加及び協働による自治運営に資するため、第23条から前条までに定めるもののほか、 市民との情報の共有に係る手法等の整備を図ります。